

財 産 目 録

平成30年03月31日 現在

1：法人会計

(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額	
I 資産の部							
1 流動資産							
現金預金							
小口現金		—	運転資金として	—	—	168,342	
普通預金	熊本銀行菊池支店	—	運転資金として	—	—	9,587,048	
	肥後銀行菊池支店	—	運転資金として	—	—	720,153	
	肥後銀行牛深支店	—	運転資金として	—	—	2,217,373	
	第一信用金庫	—	運転資金として	—	—	1,325,741	
	商工中金	—	運転資金として	—	—	164,497	
	第一信用金庫 (グループ補助金専用)	—	運転資金として	—	—	1,001	
定期預金	第一信用金庫	—	運転資金として	—	—	0	
			小計			14,184,155	
事業未収金	3月分介護保険報酬他	—	運転資金として	—	—	44,214,407	
前払費用	業者	—	業者支払い	—	—	1,312,681	
	流動資産合計					59,711,243	
2 固定資産							
(1) 基本財産							
建物	菊池市七城町甲佐町85番地 1	2015年度	第1種社会福祉事業である特別養護老人ホーム健やか園等に使用している	426,531,185	32,719,128	393,812,057	
	基本財産合計					393,812,057	
(2) その他の固定資産							
建物	菊池市七城町甲佐町85番地 1	2015年度	第1種社会福祉事業である特別養護老人ホーム健やか園等に使用している	2,342,433	248,493	2,093,940	
構築物	外構工事他	—	第1種社会福祉事業である特別養護老人ホーム健やか園等に使用している	26,223,239	5,010,707	21,212,532	
車輜運搬具	トヨタ ポルテ	—	利用者送迎用他	3,597,360	557,753	3,039,607	
器具及び備品	厨房機器他	—	第1種社会福祉事業である特別養護老人ホーム健やか園等に使用している	62,708,710	19,374,686	43,334,024	
有形リース資産	富士通パソコン他	—	第1種社会福祉事業である特別養護老人ホーム健やか園等に使用している	16,436,736	5,134,377	11,302,359	
権利	敷金他	—	敷金他	—	—	533,000	
退職給付引当資産	熊本県民間社会福祉事業従事者退職共済事業退職共済	—	将来の退職金支払の為	—	—	2,895,878	
長期前払費用	割賦手数料	—	割賦手数料	—	—	3,006,484	
その他の固定資産	開業費他	—	開業費他	—	—	784,543	
	その他の固定資産合計					88,202,367	
	固定資産合計					482,014,424	
	資産合計					541,725,667	
II 負債の部							
1 流動負債							
短期運営資金借入金	運転資金として	—	/	—	—	3,000,000	
事業未払金	業者支払他	—		—	—	1,843,763	
役員等短期借入金	運転資金として	—		—	—	0	
備資金借入金	福祉医療機構	—		—	—	13,488,000	
1年以内返済予定長期運営資金借入金	運転資金として	—		—	—	11,738,000	
リース債務	富士通パソコン他	—		—	—	2,461,248	
1年以内支払予定長期未払金	肥銀リース割賦分	—		—	—	7,949,760	
職員預り金	3月分社会保険料他	—		—	—	2,719,549	
	流動負債合計					43,200,320	
2 固定負債							
設備資金借入金	福祉医療機構	—	/	—	—	287,744,000	
長期運営資金借入金	運転資金として	—		—	—	102,080,000	
リース債務	富士通パソコン他	—		—	—	7,067,952	
退職給付引当金	熊本県民間社会福祉事業従事者退職共済事業退職共済	—		—	—	2,895,878	
長期未払金	肥銀リース割賦分	—		—	—	25,555,444	
	固定負債合計					425,343,274	
	負債合計					468,543,594	
	差引純資産					73,182,073	

(記載上の留意事項)

- ・土地、建物が複数ある場合には、科目を拠点区分毎に分けて記載するものとする。
- ・同一の科目について控除対象財産に該当し得るものと、該当し得ないものが含まれる場合には、分けて記載するものとする。
- ・科目を分けて記載した場合は、小計欄を設けて、「貸借対照表価額」欄と一致させる。

- ・「使用目的等」欄には、社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実残額の算定に必要な控除対象財産の判定を行うため、各資産の使用目的を簡潔に記載する。
なお、負債については、「使用目的等」欄の記載を要しない。
- ・「貸借対照表価額」欄は、「取得価額」欄と「減価償却累計額」欄の差額と同額になることに留意する。
- ・建物についてのみ「取得年度」欄に記載する。
- ・減価償却資産（有形固定資産に限る）については、「減価償却累計額」欄に記載する。なお、減価償却累計額には、減損損失累計額を含むものとする。
また、ソフトウェアについては、取得価額から貸借対照表価額を控除して得た額を「減価償却累計額」欄に記載する。
- ・車輛運搬具の〇〇には会社名と車種を記載すること。車輛番号は任意記載とする。
- ・預金に関する口座番号は任意記載とする。